医療法人監査の趣旨・義務・監査人について

MEDICAL ACCOUNTANTS

社会医療法人
大規模医療法人

透明性と信頼性の高い
経営への社会的要請

趣旨・特徴

■公益性の高い医療の実施
■地域医療の担い手
■税法上の優遇措置
（法人税・固定資産税等：社会医療法人のみ）

医療法人会計基準の適用
（退職給付・リース取引・貸引等）

社会医療法人	大規模医療法人
簡便的な会計処理不適用	簡便的な会計処理適用可 （負債200億円未満又は従業員300人未満の法人）

監査の質が社会的要請に応えられているかチェック
■監査実施報告書の詳細な記載
■品質管理レビュー
■監査業務審査会のチェック

公認会計士協会

要請

コスト低減

専門家によるチェックの必要性

圧力

監査の質の担保
監査時間の充分な確保

内部統制の構築をどの程度進めたらよいのか

監査コストが心配

不安

監査をどこに依頼したら良いのか

医療専門の監査人（監査法人）に依頼すべき

理事会宛

監査報告書

B/S,P/L,
事業報告書

公告義務

公認会計士等による外部監査
（医療法51条）

・社会医療法人の認定要件の確認・認定取消の可否判断
・適正な運営の監督、調査・立入権限

提出・報告義務
（医療法52条1項3号）

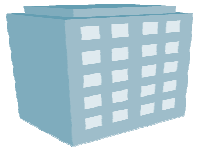

都道府県庁

厚生労働省

© 2017 Medical Accountants Co.,Ltd. All Rights Reserved.